

意見書

平成30年10月31日
被告妻：藤井敦子

今回本件にからみ6点の証拠を提出したい。

① マイニュースジャパンに平成30年10月23日に掲載された記事

【『タバコの副流煙で化学物質過敏症になった』と4500万円の請求の訴訟に――神奈川県警まで動いた団地の近隣トラブル』】

② 山田義男、山田雄太両弁護士からマイニュースジャパン代表渡邊正裕氏および取材担当にあたった黒藪哲哉氏に送られた文書
平成30年10月19日付 【ご通知】

③ 平成30年10月18日に黒藪哲哉氏が山田義男弁護士を取材した時のテープ

④ 上記の文字起こし

⑤ 被告妻である藤井敦子の意見書

⑥ 環境に広がるイソシアネートの有害性（津谷裕子・内田義之・宮田幹夫）

また、下記の尋問を行うよう要望する。

- ① 山田義男弁護士
- ② 宮田幹夫氏
- ③ 作田学氏
- ④ 岡本光樹氏

ちなみに③の取材テープは私の強い要望により黒藪氏からご提供いただいたものだが、その内容を聞いて愕然とした。そして今回の訴訟の不可解であった点が全て明確に見えるようになったのだ。

【（１）ジャーナリズムに訴える】

平成２８年９月以降、一方的に自分達の病気の原因は藤井家にあると言われ、同９月２２日の両家とＴ氏の会合にてオフレコと約束されたにもかかわらず、その後近隣で大量に流布され、さらに追い打ちをかけるように刑事の強硬な訪問を二度も受け、今年２月に刑事の訪問の理由が原告からの直接の依頼であったことを知り驚愕した。

にもかかわらず、裁判ではそれは論旨となることはなく、延々と吸ってもしないタバコを吸っていると言い続けられることに苛立ちを覚えた私は、ジャーナリズムの力に訴え告発することにした。お金で買える権威とは違い、ジャーナリズムにお金は発生しない。少なくともマイニュースジャパンにおいては（私は日頃からの読者である）。記事を受け入れるか否か、記事をどう書くかの判断は全て私でなくジャーナリスト達が決める。意図的な作用はきかない。私が嘘をつけば私の嘘も書かれてしまうだろう。それぐらいフェアなものである。幸い今件はニュースバリューがあると代表の渡邊正裕氏にみなされ、記事を書く担当は黒藪哲哉氏となった。黒藪氏は私も以前から知っていたが、「読売新聞との押し紙裁判」で有名な方だ。数々のスラップ（言論封じ）裁判を経験している（今回も私自身は原告らによる私に対するスラップと感じている）。

今回偶然にも驚いたのが、黒藪哲哉氏が化学物質過敏症に精通していたことだ。彼は化学物質過敏症を１０年以上にもわたり取材調査している。宮田幹夫氏自身の本も読み取材したという黒藪氏の口からは冒頭、『イソシアネートは有力な原因物質であるが、煙草は大きな要因ではない。煙草に限定するのは無理がある』『宮田先生自身も煙草が主要原因だなんて言っていない』との発言があった。それについては、黒藪氏が自身の記事の中で語り検証しているのでご参照いただきたい。

→資料①および⑥環境に広がるイソシアネートの有害性（津谷裕子・内田義之・宮田幹夫）参照

【（２）山田弁護士が「煙草が化学物質過敏症の主要な原因ではない」ことを知っていたこと】

山田弁護士自身はテープの中（③および④参照。以下「テープ」について同様）で、「自らは今件を引き受けてから化学物質過敏症のことを勉強し始めたばかりだが、『原因が煙草だけでないことぐらい知っている』」と何度も述べている。その上で『本件だけは、煙草であることは決定的だ』と言っている。全く矛盾している。なぜ本件だけは別なのか、説明すべきである。仮に『化学物質過敏症の原因が煙草だけでない』ことを知りながら、意図的に今件だけは藤井家のタバコに押し付けようとしたのであれば、弁護士職務基本規定第75条に該当するのではないか。もしそうでないと言うのなら、記事の差し止め（②参照）を要求する代わりに、裁判の場で堂々と『なぜ化学物質過敏症の原因が本件においてのみは煙草なのか』を立証すべきだ。

テープの中で、『化学物質過敏症について本件に引き寄せて記事を書くことは、裁判の結果にも影響を与えかねないのでやめて欲しい』とも語っている。裁判の結果にどうマイナスに響くのか説明して欲しい。

また、化学物質過敏症については『煙草がどれぐらい大きな発症の引き金要因になるのか』について専門的な説明を頂くため、宮田幹夫氏の尋問を要求する。

【（3）不自然な診断書から見える作田氏と岡本氏の思惑】

作田学氏は全国でも有数の禁煙活動を行っている日本禁煙学会の理事長である。原告家族を一度診断しただけで、いきなり原因は『1階に住むミュージシャンの吸う外国製たばこ』と認定しているだけで、いかに過激な人物であるかがわかるだろう。

また、岡田光樹氏は日本禁煙学会の理事・弁護士であり、昨年には都民ファーストで議員として当選し、過去の喫煙に関する訴訟でも勝訴している。一方で住宅環境に詳しく「集合住宅ベランダにおける喫煙を禁止させるような法改正」も進めようとしている。今回私達が「室内での喫煙は違法ではない」との見解しか持って来ないのを最初から見透かしたかの様に、原告側は、ベランダでの喫煙が規制されるべきだ、との議論を早々に入れてきている。岡本氏の影響と思われる。

今回テープで山田弁護士は『これを契機に化学物質過敏症と受動喫煙の恐ろしさを世の中に知ってもらいたい。そのような記事内容にして欲しい』と

黒藪氏に迫っている。作田・岡本両氏はこのことを事前にどこまで知っているのだろうか。問われるところだ。

自分達の活動の啓蒙に役立つ行為そのものに異論をとない気はないが、やり方が強引でずさんであれば、そのような結果に終わる。もしも自分達の活動に対し責任を持ちたいならば、山田弁護士同様、まずは現場の当事者を調べに来るのが筋ではないか。

【（４）なぜ原告側は私の喫煙の有無を調べに来なかったのか】

私は個人的には受動喫煙や化学物質過敏症の問題に関し知識もなく賛成も反対もないが、このような世に知られていない病気は、知識の無い人間を安易に煙に巻くことが出来る。つまりストーリーを恣意的に作って、弁護士、被告、裁判官に知識がなければ、自分達の思うように事を運べる、というわけだ。

山田弁護士が仮に原告のストーリーを本気で信じている、とすれば、私の喫煙の有無を調べに来なかった理由は下記が考えられる。

化学物質過敏症と受動喫煙の問題を社会に啓蒙するために本件を利用しているから。

テープの中では、山田弁護士により『これを契機に（世の中に知って欲しい）』という言葉が3度語られる。だからもともとうちを調べる気などなかったのではなかろうか。現場の人間が本当に吸う吸わないかではなく、ストーリーとしては被告が『吸う』ところから始まらなければならなかった。しかも、四六時中（つまり被告が外出している間にも）臭っているのだ、というストーリーだ。調べてもし私が吸っていないということがわかってしまえば、描いたストーリーが完全に崩れてしまう。そうであっては困るので、徹頭徹尾、『被告ら』と称してきた。何を言ってくれてもいいが、まずは現場と本人を調べに来るのが筋だろう。

そのため、私と娘の検査を要求する。もしも娘までは必要ない、と言うのであれば、少なくとも私の検査だけは必ず実施して欲しい。警察さえ白と言い、A夫妻さえ初回訪れた時臭わないと言っていた、うちの状況もぜひ調べてもらいたい。

【(5) 山田弁護士が千葉明氏の過去の喫煙について知っていたということ】

今回原告A夫の喫煙現場の目撃証言は、私の強い要望により出されることとなった。出した理由は山田弁護士がA夫の喫煙を知らないのでは？と考えたからだ。テープを聞いて愕然とした。山田弁護士は依頼者であるA夫の喫煙を知っていたのである。それを知りながら、不自然に期限をA夫が煙草をやめた直後に区切り、そこから臭いがし出したとのストーリーを依頼者・弁護士ともども描いたとすれば、これもまた弁護士職務基本規定第75条に該当するのではないか。今後厳しく追及する。

A夫の喫煙は近隣では多くの人知っている。私自身も目撃している。原告A妻からも平成28年9月6日に来訪の際、A夫は平成28年1月までヘビースモーカーであったが病気になり煙草をやめた、と直接聞いている(記録あり)。

テープで山田弁護士は、平成28年3月から9月まで特に臭いが濃厚な時期があったと述べている。これは「化学物質過敏症は一時的に大量に、毒性のある物質に曝露されて発症すること」を知っているからこそそのストーリーである。

原告は平成28年夏前あたりに壁紙をクリーニングしている。被告らが煙草を吸い出した、と言われる3月(春頃)からたった数か月後だ。そんな短期間に不自然に汚れるわけもないが、これはA夫が喫煙していたという実績を隠すためにも思える。もし自分が吸っていたら『汚れの中には私の過去の喫煙によるものもある』と正直に言うのが普通だろう。それを言わず、煙草の非を藤井家に押し付けたのはなぜか。弁護士ともども知りながら隠し、4500万円もの高額訴訟を起こしたのはなぜか。神奈川県警本部長がじきじき動いたのはなぜか。今後問われることとなろう。

ちなみに、うちには来訪者が多いので、平成28年3月から9月までうちが濃厚に煙草を吸っていたか否かの証言はすぐにとれる。ぜひ実施を要望したい。

【（６）最後に】

私は原告が化学物質過敏症であることは否定しない。しかしながら病と戦い苦しんでいるという事実と、その責任を他人に押し付けることとは全く別の事である。病気で被害者と言いながら、このような傍若無人な裁判を起こし、事につけまた自分は被害者だと言う。自分達が一体他人にどんな被害を与えているのかが想像できないのだ。このようなことをすれば、本当にそれらの病で苦しんでいる人にとってマイナスでしかない。現場の事実がどうなっているかも検証せず、この裁判を続けることに疑問を感じる。現在の日本では室内の喫煙は許されており、被告はただそれを行っているだけで、家族全員がいわれのない責任を押し付けられている。

もしも裁判所が何らかの負の結論をもたらすのであれば、現場の確認、被告「ら」が本当に吸うのかどうか、確認してからにして欲しい。

以上

